

令和 8 年度 長野県余剰電力売却契約書（案）

長野県知事 阿部守一（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、長野県立図書館発電設備等（以下「発電設備」という。）から発生する余剰電力の売却について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（供給及び契約期間）

第 1 条 契約の締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。供給期間は甲と乙が協議して決定するものとする。

2 前項の供給期間が満了した後においても、本契約に基づく余剰電力量の計算、料金の精算、引継ぎその他の責務が完了するまでの間、本契約は効力を有する。

（余剰電力の供給）

第 2 条 甲は、発電設備における発生電力のうち、甲が消費する電力を除いた電力に余剰がある場合、その電力（以下「余剰電力」という。）を乙に全量売却する。

2 供給期間内における余剰電力量が、予定する売却電力量に比べて増減がある場合でも、甲は乙にその余剰電力を全量売却するものとし、契約単価についても変更を行わないものとする。なお、契約単価にはインバランス料金が含まれているものとし、別途インバランスに係る清算は実施しないものとする。

（受給地点等）

第 3 条 前条の規定により甲が乙に供給する電力の発電設備設置場所、周波数、電気方式、供給電圧、受給地点、送電責任分界点及び財産責任分界点は仕様書別表 1 のとおりとする。

（電力供給に関する協力）

第 4 条 甲及び乙は、本契約に係る電力の供給を行うにあたり、法令、電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」とする。）の定める託送供給等約款及び関連する諸規定を遵守し、信義誠実の原則に従い本契約を履行するものとする。

2 甲は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電者に関する規定を遵守する。また、甲は乙の要求に基づき、供給期間内の余剰電力供給計画策定に協力するものとする。

3 余剰電力量が余剰電力供給計画とかけ離れる事態が生じた場合、あるいは生じる恐れがある場合は、甲は乙に対して速やかに通知するものとする。なお、甲は余剰電力供給計画に記載された内容に拘束されるものではなく、何らの義務を負わないものとする。

- 4 乙は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電契約者に関する規定を遵守する。
- 5 甲及び乙は、本契約に定める自らの義務履行のために必要な情報の提供を相手方に求めることができるものとし、相手方は、正当な理由がない限り、これに応ずるものとする。

(託送供給契約)

- 第5条 余剰電力の供給のために別途乙と一般送配電事業者との託送供給契約が必要となる場合は、乙は乙の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で託送供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。
- 2 甲は、発電者として、託送供給契約を遵守するものとする。

(小売電気事業者登録)

- 第6条 乙は、契約期間において経済産業大臣に小売電気事業者として登録されているものとする。小売電気事業者の登録が取り消された場合は直ちに甲に通知する。

(同時同量)

- 第7条 乙は、託送供給等約款に基づく計画値同時同量制度における発電契約者（「発電契約者」とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、甲は発電契約者にはならないものとする。）として、甲の発電設備を含む発電バランスグループを形成し、一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。
- 2 乙は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第29条に基づく供給計画については、発電者である甲が電力広域的運営推進機関に提出するものとする。
 - 3 乙は発電契約者として、発電設備に関する発電計画と実績の差分電力量（インバランス）について、一般送配電事業者との間で生じる調整、手続き及び費用の負担を負うものとする。

(余剰電力供給の中止又は制限)

- 第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の供給を中止又は制限できるものとする。
- (1) 乙の電気工作物の事故又は工事、点検及び補修等により、余剰電力を供給できない場合
 - (2) 甲の施設の事故又は運営上の都合による場合

(3) その他保安上の必要がある場合

(契約保証金)

第9条 契約保証金は〇〇円とし、その納付は免除する。ただし、乙が本契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付することとする。

2 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(系統連系受電契約)

第10条 乙は、一般送配電事業者を代理して、甲との間で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める系統連系受電契約を締結する。

2 甲が新たに系統連系受電契約を希望する場合又は当該契約の内容に変更が生じる場合、甲は契約の締結または変更について、乙に申し出るものとする。

3 乙は、甲から系統連系受電契約を変更する旨の申入れを受けた場合、当該変更を発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者に申し出を行う。

4 託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が甲との系統連系受電契約を解約する場合、甲の当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更されるものとする。

5 甲は、系統連系受電契約の解約後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて、承諾するものとする。

(余剰電力量の計量)

第11条 毎月の余剰電力量は、一般送配電事業者が受給地点に施設した甲から乙への取引用電力量計（以下「計量器」という。）により計量した計量値から、乙に通知される電力量とする。また、発電設備が複数ある場合の余剰電力量は、各発電設備の計量地点における余剰電力量の合計とする。

2 前項の計量器とは別に、乙独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、甲の承諾の下、乙の責任でこれを行うものとする。

3 第1項の計量器に不具合が生じた場合は、その期間内の余剰電力量について、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

4 計量器の検針時点は毎月末日の24時とし、乙は一般送配電事業者から受領した検針結果を甲へ通知するものとする。ただし、所有者が乙である計量器については、検針結果は甲から乙へ通知するものとする。

5 甲は、計量器に故障が生じたときは直ちに乙にこれを通知するものとし、計量器の故障、取替えまたは試験等によって計量できない場合は、甲及び乙が妥当と認める方法により、受給電力量の協定を行うものとする。

(計量器)

第 12 条 計量器の取替えは、一般送配電事業者が託送供給等約款に基づき順次進めることとし、取替え後の計量器の所有者は一般送配電事業者とする。

2 計量器の設置及び利用並びに保守管理等に要する費用（以下「計量器関連費用」という。）について、託送供給等約款の規定に基づき一般送配電事業者から乙が請求を受けた場合は、甲は一般送配電事業者より請求を受けた金額に相当する金額を、工事を伴うものについては工事着手前までに、工事を伴わないものについては乙が別に定める支払期限までに、乙に支払うものとする。

(料金の算定及びその支払い)

第 13 条 乙は毎月、甲から得た余剰電力量に対する電力量料金を甲に支払うものとし、電力量料金は、第 11 条によって計量された毎月の余剰電力量に電力量料金単価（消費税及び地方消費税額を含まない）を乗じて得た電力量料金に消費税及び地方消費税額を加算した合計金額とする。

電力量料金単価 (1 kWhにつき)	〇〇円〇〇銭 (消費税及び地方消費税相当額を含まない。)
-----------------------	---------------------------------

- 2 前項の合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。
- 3 甲は、第 1 項により算定された電力量料金を請求書により、検針日の属する月の 10 日までに乙に請求し、乙は同月末日までに甲に支払うものとする。ただし、乙から甲に対する検針値の連絡遅延が生じた際は、請求書の送付期限については別途協議とする。なお、支払日が銀行法第 15 条第 1 項に規定する法令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、翌日に支払うものとする。また、翌日が休日に該当する場合は、さらに翌日に支払うものとする。
- 4 乙は、前項に定める納入期限までに支払わないときは、遅延損害金を甲に支払わなければならない。
- 5 甲は、前項の規定による遅延損害金を、県税外収入金の延滞金徴収条例（昭和 39 年 3 月 30 日条例第 12 号）に準じて徴収するものとする。
- 6 甲及び乙は、事務処理の効率化その他合理的な理由がある場合は、書面による合意により、料金の算定期間、請求時期及び支払時期を変更することができる。この場合において、料金の支払周期は毎月、四半期ごとその他甲及び乙が合意する方法によるものとする。

(系統連系受電サービス料金等の支払い)

第 14 条 乙が受電する電力の対価は、第 13 条第 1 項に基づき算定される料金に、系統連系受電サービス料金相当額を加算した金額とする。なお、一般送配電事業者の託送供給

等約款に定める系統連系受電サービス料金、契約超過金及び延滞利息（以下「系統連系受電サービス料金等」という。）のうち、系統連系受電サービス料金は、系統連系受電サービスの基本料金単価に同時最大受電電力と接続送電サービス契約電力の差分を乗じた金額と、月間供給電力量に系統連系受電サービスの電力量単価を乗じて得た金額との合計額とし、系統連系受電サービスの基本料金単価及び電力量料金単価は託送供給等約款に定めるものとする。また、系統連系受電サービス料金等のうち、延滞利息及び契約超過金は、託送供給等約款に定める方法で算定するものとする。

- 2 甲は、一般送配電事業者が必要と認めた場合を除き、系統連系受電サービス料金等を一般送配電事業者へ支払う業務を乙に委託する。
- 3 乙は、系統連系受電サービス料金等を甲から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までに甲に代わり、一般送配電事業者を支払う業務を甲から無償で受託する。ただし、一般送配電事業者が必要と認めた場合で甲が自ら一般送配電事業者を支払うときを除く。
- 4 乙は、毎月、一般送配電事業者から通知があった都度、系統連系受電サービス料金等を甲に通知するものとし、当該通知日に、系統連系受電サービス料金相当額については当該料金と対当額で相殺することによって甲から乙への支払が行われたものとみなす。ただし、次の場合には、甲が、当該一般送配電事業者の指定する銀行口座への振込等により、系統連系受電サービス料金等を当該一般送配電事業者を支払うものとする。
 - (1) 系統連系受電サービス料金等が第 13 条にて計算した料金を上回る場合
 - (2) その他当該一般送配電事業者が必要と認めた場合

（環境価値の帰属）

第 15 条 甲の発電設備は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（F I T）の適用を受けていない再生可能エネルギー電源（非 F I T 非化石電源）であり、甲から乙に売却する余剰電力には、非化石証書による環境価値を含むものとする。また、非化石証書認定に係る設備登録及び電力量認定申請等は、乙が行うものとする。

（記録）

第 16 条 甲及び乙は、余剰電力の売却、購入について記録し、それぞれの要求により、その写しを送付するものとする。

（甲の契約解除権）

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

- (2) 乙が天災その他不可抗力によらないで、余剰電力の買受けの見込みがないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき。
 - (4) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき乙。
 - (5) 第 21 条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
 - (6) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき契約を解除したときは、甲は、第 9 条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定に基づき契約を解除された場合は、乙は、甲にその損害の補償を求めることができない。
- 4 第 1 項の規定により契約を解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金をもって第 2 項の賠償金に充当することができる。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、当該各号に該当することとなった日から契約期間の満了日までの間に対応する購入予定数量を基にして第 13 条の規定により計算して得た額の 100 分の 10 に相当する金額を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項の規定により契約を解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

(談合行為に対する措置)

第 19 条 乙は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約期間が満了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき

(2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 前項に規定する場合においては、甲は、契約を解除することができる。

3 前の二項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(甲の任意解除権)

第 20 条 甲は、契約期間内において第 17 条及び第 19 条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の規定による損害賠償の額は、甲と乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の契約解除権)

第 21 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

3 前項の規定による損害賠償の額は、甲と乙協議のうえ、これを定める。

(解除に伴う措置)

第 22 条 乙は、契約の解除があった場合において、解除の日までに甲から受給した余剰電力に係る売却代金のうち、甲に対して未払金があるときは、第 13 条の規定に準じて速やかにこれを甲に支払うものとする。

(損害賠償)

第 23 条 乙は、自己の責による余剰電力供給の停止等により甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。ただし、第 8 条に定める場合を除く。

2 第三者の行為により余剰電力供給の停止等が生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、乙は、甲に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲と乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(契約の変更)

第24条 本契約の締結後、契約内容の変更が必要となった場合は、甲と乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第25条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別な理由があると認め、あらかじめこれを書面により承諾した場合は、この限りでない。

(資料の提供)

第26条 乙は、甲が余剰電力の売却等に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提供するものとする。

(守秘義務)

第27条 甲及び乙は次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なく、第三者に開示してはならない。ただし、(a)適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合、(b)甲が、甲の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合、並びに(c)乙が、乙の弁護士、公認会計士、税理士等、又は乙から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）(d)継続請求電気事業者に対して開示する場合は、この限りではない。ただし、(b)又は(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。

(1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報

(2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報

(3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

2 本条に基づく甲及び乙の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(守秘義務からの除外情報)

第 28 条 前条の規定にかかわらず、甲は、乙が、本取引において甲を選定し紐づけられた需要家に対して、甲の発電施設の名前、エネルギー源、発電場所、発電容量、設備の稼働開始時期及び発電期間、当該発電所からの供給電力量及び供給時間（以下「除外情報」という。）を開示することを承諾する。

2 甲は、紐づけられた需要家が、前項に基づき開示を受けた除外情報を、かかる需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾する。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 29 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(準拠法、裁判管轄)

第 30 条 本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本契約に関連する契約)

第 31 条 甲及び乙は、必要に応じて本契約のほか、契約の履行に関して必要な事項について、別途契約書、協定書もしくは申合書を締結する。

(その他)

第 32 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議するものとする。

本契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県野市大字南長野字幅下 692 番地 2
長野県知事 阿部 守一

乙